令 和 6 年 9 月
ナスバ安全指導部

適性診断の認定に関するプロセス

適性診断実施者（認定機関）となろうとする事業者等向け

1. 資格の取得

- （一社）日本産業カウンセラー協会が認定する産業カウンセラー
- 日本交通心理学会が認定する交通心理士

- 日本交通心理学会が認定する主任交通心理士
- （公財）日本臨床心理士認定協会が認定する臨床心理士
- 公認心理師法第二条に規定する公認心理師

2. 研修の修了

ナスバ等（適性診断実施者（認定機関）が実施する『第一種カウンセラー要件研修』の修了

3. カウンセラーの選任

第一種カウンセラーの選任

第一種カウンセラーに選任
- 初任診断
- 適齢診断
- 特定診断Ⅰ

} が実施可能

第二種カウンセラーに選任
- 初任診断
- 適齢診断
- 特定診断Ⅰ・Ⅱ

} が実施可能

4. 認定の申請

旅客・貨物の別、実施する診断の種別

【旅客】
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第41条の2で定める書類の準備

【貨物】
貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第12条の2で定める書類の準備

5. 申請の審査

認定申請書類等の国土交通省による審査（標準的な処理期間：3ヶ月以内）

6. 認定

適性診断実施者（認定機関）として国土交通大臣の認定。 ⇒ 適性診断の実施

（参考）第一種カウンセラーが、第二種カウンセラーの資格を取得する場合

第一種カウンセラー ⇒ ● 特定診断Ⅰの指導及び助言について30事例以上の経験 ⇒ 第二種カウンセラー（特定診断Ⅱの実施）